加入者住所の取り扱いについて

加入者住所の取り扱いにつきましては、①健康保険法の改正、②事業所と三井健保が管理する住所の統一、③三井健保からの送付物の誤配達の防止等の観点から下記のとおりといたします。

記

1. 健康保険法の改正により、令和 5 年 12 月 8 日以降の届出に記載する住所は、被保険者、被扶養者共に住民票住所となりました。
2. 新規加入の被保険者の住所は、資格取得届に記載された住所を登録いたします。また、被扶養者の住所については、認定審査の際に添付される住民票から住民票住所を確認し登録いたします。
3. 引っ越し、転勤等により被保険者または被扶養者の住民票住所に変更があった際は、住所変更届をお勤めの事業所へご提出ください。
4. 三井健保から加入者の皆様への送付物（特定健診受診券や啓蒙資料等）については、すべて被保険者の住所に送付いたします。
   なお、被扶養者宛の送付物を被保険者住所に送付する場合は、「親展」にて送付いたします。

以 上

（問合せ先）
三井健康保険組合　適用課
TEL　03－3243－1404